

次のとおり開館時間等を変更するので、公示します。

平成二十七年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更する期間

平成二十七年七月一日から同年八月三十一日まで

二 変更に係る規則、告示、公告及び業務並びに変更内容

変更に係る規則、告示、公告及び業務	変更内容	
	変更前	変更後
<p>規則 奈良県精神保健福祉センター管理規則 (昭和六十三年十二月奈良県規則第四十八号)</p>	<p>開館時間 午前九時から午後五時まで</p>	<p>開館時間 午前八時三十分から午後四時三十分まで</p>
<p>告示 奈良県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程(平成十一年三月奈良県告示第六百七十一号)</p>	<p>閲覧時間 午前九時から午後五時まで</p>	<p>閲覧時間 午前八時三十分から午後四時三十分まで</p>
<p>公告 平成二十六年九月二十六日付け奈良県公報第二千六百十六号で公告した物品購入等に係る競争入札の参加資格等に</p>	<p>申請の間 午前九時から正午まで及び午後一</p>	<p>申請の間 午前八時三十分から正午まで及び</p>

	業務		関する公示
	奈良県知事の資産等報告書等の閲覧	県政情報センターの運営	
	閲覧時間	利用時間	
	午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	時から午後五時まで
	午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで	午前八時三十分から午後四時三十分まで	午後一時から午後四時三十分まで

三 変更の理由

県庁その他の県の事務所における職員のワーク・ライフ・バランス推進の一環として、職員の勤務時間を午前八時から午後四時四十五分までとする措置を講じることとしたため